

平成30年4月13日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  


平成29年(ワ)第80号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年3月1日

判 決

5 宮崎県日向市浜町3丁目29番地

原 告 黒 木 紹 光

宮崎県日向市大字平岩4594番地

被 告 黒 木 主 税

同訴訟代理人弁護士 佐々木 龍彦

10 同 渡 辺 純一

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

被告は、原告に対し、410万9375円及びうち367万3187円に対する平成29年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、日向農業協同組合（以下「日向農協」という。）から融資を受けた原告が、旧知の日向農協の元職員である被告に対し、①日向農協から不動産購入のために融資を受けた際、被告から、生命共済加入が融資条件であると言われ日向農協の生命共済に加入したところ、生命共済を融資の条件とすることは法的にできないのであるから、被告は原告に対して事実と異なる虚偽の内容を告げて生命共済へ加入させた旨、また、上記の被告による生命共済の募集行為は、独占禁止法2条9号5号（優越的地位の濫用の禁止）に違反する違法行為である旨、原告は、被告の上記行為により、支払った生命共済掛け金と解約時

の精算金との差額 67万3187円の損害を被った旨、②上記融資の際、被告は、購入予定の不動産への担保設定で十分であるとの事前説明をしていたにもかかわらず、融資実行の前日、突然原告の自宅不動産の担保提供を要求し、原告に精神的苦痛を与えた旨、③質権設定をしていないにもかかわらず、原告は、被告から、購入する土地上の建物に係る建物火災保険の証書を提供するまで上記①の生命共済の共済金を日向農協への弁済に優先的に充当する旨の念書を徴収され、生命共済証書を渡されなかつたことにより、精神的苦痛を受けた旨、④日向農協から事業資金の融資を受けた際、被告は、原告が連帯保証していた共通の知人の債務につき従前半分ずつ負担するなどと話していたにもかかわらず、事業資金の融資を受けるために上記債務を完済する必要がある等と述べて、同債務の返済資金を上乗せした金額の借入れを強要するとともに、融資の実行直前に原告の実家の不動産の担保提供を求めるなどの独占禁止法2条9号5号（優越的地位の濫用の禁止）に違反する行為により、原告に精神的苦痛を与えた旨、⑤原告が上記④の償いを求める書簡を出した際、被告は、原告が拒否していたにもかかわらず、短時間に何度も電話をかけたり、留守番電話に録音を残すなどの嫌がらせ行為を行い、原告に精神的苦痛を与えた旨主張して、不法行為による損害の賠償として、上記①の損害の賠償として前記差額金 67万3187円及びその遅延損害金（5年分）43万6188円、上記②及び③の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料50万円、上記④の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料150万円並びに上記⑤の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料100万円の合計410万9375円及びうち367万3187円（上記①の遅延損害金を除いた金額）に対する各不法行為の日の後である本件訴状が送達された日の翌日（平成29年7月7日）から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実若しくは括弧内挙示の証拠又は弁論の全趣旨により認められる事実）

(1)ア 原告は、コンサルタント業等を営む株式会社リマークコーポレーション（以下「リマーク社」という。）の代表取締役である。

イ 被告は、平成29年1月まで日向農協に勤めていた、同農協の元職員であり、原告の高校の同窓生である。

5 (2)ア 原告は、平成13年3月、当時リマーク社の経営する学習塾の入居する建物の借地の購入を計画した。当時日向農協岩城支店共済課長で、原告と親交のあった被告は、上記の原告の土地購入資金の融資を担当した。

10 イ リマーク社は、日向農協との間で、平成13年3月13日付け金銭消費貸借契約を締結し（甲1），同農協から土地購入資金として4800万円を借り入れ（以下「平成13年の融資」という。），同日、同社が購入予定の日向市大字富高字汐谷崎92番地1外3筆の土地及び同地上の建物に極度額を6000万円とする根抵当権を設定する旨の根抵当権設定契約（甲5）を締結し、同月15日、上記根抵当権設定契約に基づく根抵当権を設定した。また、原告は、平成13年4月23日、上記根抵当の共同担保として、日向市浜町三丁目29番所在の自宅の土地建物に、日向農協を根抵当権者、債務者を原告とする極度額1300万円の根抵当を設定した（甲6）。（弁論の全趣旨）

15 ウ 原告は、被告から勧誘を受け、平成13年3月29日、日向農協との間で、共済金額を4000万円、共済契約者及び共済金受取人をリマーク社、被共済者を原告、55歳に達する日の属する共済年度までの共済掛け金月額2万7058円とする内容の終身共済契約（甲3）を締結した（以下「本件終身共済」という。）。

20 エ 原告は、平成13年4月、被告の求めに応じて、同人に対し、平成13年の融資による融資を受けた際の条件であった質権設定につき、当初加入予定の建更が損保の火災保険による国民金融公庫の質権設定を受けていたため加入できなかったので、JAの終身共済にて代用することを希望し、

本件終身共済の証書を差し入れると共に、共済金を日向農協の融資の支払に優先して充当することを確約する旨の日向農協宛のリマーク社及び原告作成名義の念書（甲7。以下「本件念書」という。）を交付した。

オ 原告は、平成16年7月14日、本件終身共済を解約し、解約精算金4  
5 0万9133円を受領した（甲4）。

(3) 原告は、平成16年4月23日、日向農協に対し、原告、原告の母及び原告の兄の連帯保証により、リマーク社の運転資金550万円の借り入れを申し込んだ（甲10）ところ、被告から、当時原告が連帯保証人となっていた同人の友人である反田慎吾（以下「反田」という。）の借入債務の返済が滞っていたため、その返済資金150万円を上乗せして借り入れるよう言われた。原告は、同年5月28日、日向農協との間で、原告、原告の母、原告の兄及び原告の妻の連帯保証により、700万円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約を締結し（甲8。以下「平成16年の融資」という。），同年7月2  
10 9日、日向農協に対し、平成13年10月30日に連帯保証した主債務者反田の借入債務200万円（甲9。以下、この主債務者反田の借入債務を「反田の借入債務」といい、反田の借入債務についてした原告の連帯保証を「本件連帯保証」という。）の残債務148万8506円を弁済した（甲11。以下「本件弁済」という。）。

(4) 被告は、平成29年8月4日の第1回口頭弁論期日において、原告に対し、  
20 本件で原告から請求された不法行為に基づく損害賠償債務につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（当裁判所に顯著な事実）。

## 2 争点

(1) 平成13年の融資の際、被告が原告に対して本件終身共済への加入を勧誘した行為が、原告に対する不法行為となるか（争点1）

25 (2) 平成13年の融資の際、被告が原告に対して追加担保を求めた行為が、原告に対する不法行為となるか（争点2）

- (3) 被告が、原告から本件念書を徴収し、本件終身共済の証書を交付しなかつた行為が、原告に対する不法行為となるか（争点 3）
- (4) 平成 16 年の融資の際、被告が原告に対して本件連帯保証債務を履行するため融資金額の増額を求めた行為が、原告に対する不法行為となるか（争点 4）
- (5) 平成 18 年 4 月に被告が原告に対してした多数回の電話が、嫌がらせ目的で行われたものとして、原告に対する不法行為となるか（争点 5）
- (6) 上記(2)から(5)までの不法行為が成立する場合の原告の損害（争点 6）
- (7) 各不法行為に基づく損害賠償債務の消滅時効の成否（争点 7）

10 3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点 1 について

[原告の主張]

平成 13 年の融資において、長男が原告の経営する塾の塾生であり、原告と親交があった被告は、同取引を担当したが、その際、原告が融資を受けるために必要な書類を日向農協に提出し、農協本店の審査が終了した時点で、突然「生命加入が融資の条件である」と言い出した。既に審査が終了したと聞いていた原告は、被告の言う内容がおかしいと感じたものの、借り手という弱い立場であったために拒否することができず、やむを得ず本件終身共済に加入した。被告の上記行為は、独占禁止法 2 条 9 号 5 号（優越的地位の濫用の禁止）に違反する違法なものである。すなわち、法的に共済加入を融資の条件とすることはできない上、当時日向農協岩脇支店の金融共済課長であった被告は、自らの営業成績を確保するために、原告に対し、融資条件という虚偽の理由を告げて本件終身共済への加入を強要したものである。また、正式に融資条件として本件終身共済への加入が明示されたことはなく、被告から口頭でのみ示されたことからすれば、本件終身共済への加入については、被告が、恣意的に自らの正業成績を上げるために提示した条件であると推察

される。このような被告の行為は、原告に対する不法行為を構成する。そして、原告は、本件終身共済に加入した平成13年3月から同共済を解約した平成16年7月までの間に、3年4か月分の共済掛け金108万2320円を払い込み、解約時に解約精算金40万9133円を受け取っているところ、  
5 その差額67万3187円が、被告の不法行為によって原告が被った損害となる。

#### [被告の主張]

被告の勧誘により、原告と日向農協との間で、本件終身共済に係る契約が  
締結されたこと、原告が、本件終身共済の解約時に精算金を受け取ったことは認め、その余の点は、否認及び争う。被告は、平成13年当時、日向農協  
10 岩脇支店の金融共済課長の職にあり、原告の融資申込みに対する担当者の立場にあったから、高額の融資申込みの担当者として、貸金を保全するため十分な人的及び物的担保を確保することは、当然の責務であったし、原告も、上記事情を十分認識した上で、本件終身共済に加入したのである。当時、日向農協では、大口の融資をする場合には、土地建物に担保設定し、極度額を  
融資額の120%程度で設定した上、建物について火災共済契約を交わして  
15 その共済金に質権の設定をするのが慣例的な処理であったが、原告の場合は、担保物件の建物に火災共済の設定ができなかつたため、代替として、生命共済に担保設定することを原告との間で合意した。したがって、被告が原告に共済加入を強制したことではなく、被告に違法と評価される行為はない。  
20

#### (2) 争点2について

##### [原告の主張]

平成13年の融資の際、原告は、被告から事前に「会社（リマーク社）の土地建物で十分な担保価値があるから大丈夫」と言っていたにも関わらず、  
25 融資の前日に自宅不動産の担保提供が融資の条件であると告げられた。そもそも、原告の自宅建物は、当時既に住宅金融支援機構の一番抵当が設定され

5

ていたから、平成13年の融資の借入債務の共同担保とする程の経済的な価値は乏しく、被告の上記行為は、単なる借入債務者に対する心理的抑圧効果を狙ったいじめに等しいものであった。このような当事者の合意のない、一方的な取引条件の変更は、本件終身共済への加入強制と同様に、独占禁止法違反（優越的地位の濫用）であり、違法である。

#### [被告の主張]

前記(1)の被告の主張と同じ。融資の担当者として、原告が、原告に対し、追加担保の提供を求めた行為は、日向農協の方針に従って行ったものであり、何ら原告に対する不法行為を構成しない。

10

#### (3) 争点3について

#### [原告の主張]

15

原告は、平成13年4月初旬頃、リマーク社の事務所を訪れた被告から、本件念書に証明押印することを求められた。その際、被告から本件念書の内容にうちての説明がなかったため、原告が確認すると、被告は、原告に対し、「建物の火災保険は先に他社に加入しているから、その保険期間が終了したら、JA共済に加入することを約束する念書だ。」と説明した。原告は、契約を強制するような念書の作成が違法かどうか疑念を抱いたものの、それが融資条件であると言われたため、本件念書な内容を読まずに署名押印した。

20

しかし、被告が帰ってから本件念書の内容を確認したところ、被告から説明を受けていない「下記の証書（生命共済証書）を差し入れるとともに万一の場合、共済金を貴組合の融資の支払いに優先して充当する旨確約いたします。」との文言が記載されていることに気がつき、あわてて被告に電話をかけて、本件終身共済の証書の写しを送るよう依頼し、入手することができた。このように、共済金の優先弁済を強要し、質権設定をしていないにもかかわらず、生命保険共済証書を契約者に交付せず、建更（または火災共済）加入を約束させた被告の上記行為は、独占禁止法又は保険法に違反する、違法な

25

行為である。

[被告の主張]

前記(1)の被告の主張のとおり、原告との間では、本件終身共済の共済金を事実上、融資の担保とすることが合意されていたし、原告は、被告から数回にわたってその旨の説明を受けていたはずである。本件念書は、既に原告との間で合意した事項を書面化したものにすぎず、これを徴収した被告の行為により、原告に何ら損害は発生しない。

(4) 争点4について

[原告の主張]

被告は、平成16年3月頃、被告の長男の大学合格を祝う食事会において、原告に対し、当時支払が滞っていた反田の借入債務が返済されないとときは、被告と原告が半分ずつ負担すると述べた。しかし、同年4月、リマーク社の運転資金が必要になり、原告が、日向農協に550万円の融資を申し込んだところ、当時日向農協本店金融共済部課長の立場にあった被告から、反田の借入債務の分も融資するので、今回の運転資金のための借入金と一緒に弁済することを要求された。原告は、被告が半分を負担するという話を持ち出そうかとも考えたが、融資が実行されなくなることを恐れて言い出すことができず、結局、同年5月、当初融資を申し込んだ550万円に反田の借入債務の残高150万円を加えた700万円の融資を受け（平成16年の融資）、本件弁済をせざるを得なくなった。また、被告は、上記融資が実行される直前に、当初融資条件となっていた原告の妻を連帯保証人とさせた上、融資実行の当日に、原告の実家の自宅不動産を担保提供することを求め、一方的に取引条件を変更する行為をした。これらの被告の行為は、原告が必要な事業運転資金の借り入れをした弱みにつけ込んだ、独占禁止法（優越的地位の濫用の禁止）に違反する、原告に対する不法行為である。

[被告の主張]

日向農協が、リマーク社に対し、平成16年の融資を行ったことは認めるが、その余の点は、否認及び争う。日向農協は、金融業務として700万円を融資したのであるから、その際に担保を徴することは当然のことであり、何ら違法な点はない。また、原告は、当時反田の借入債務を連帯保証していたところ、同債務が債務不履行の状態にあり、本件連帯保証に基づく代位弁済をしなければならない立場にあった。そのため、本件連帯保証が不履行の状態では、日向農協において、リマーク社に対する融資が不相当と審査される恐れがあったことから、原告と被告は、協議の結果、上記債務不履行を解消する手段として、リマーク社からの融資申込みに150万円を加えた700万円を融資金額としたのである。被告は、従前からの原告との親密な関係から、誠実に原告への相談に応じて、その結果、リマーク社に対する融資へ上乗せすることを提案し、原告も、それを了承したものであり、何ら違法と評価される点はない。

#### (5) 争点5について

##### 〔原告の主張〕

原告は、平成18年4月3日、被告に対し、平成16年の融資の際の約束違反や担保提供強要行為について償いを求める書簡を出し、同月15日、被告の妻に対し、事情説明の書簡を出した。これらの書簡について、被告から返事はなく、同月21日午後10時21分から10時54分までの33分間に、着信のみ6回と留守録音9回の15回の酒に酔った被告からの嫌がらせ電話が原告にあった。原告は、被告の上記行為により、精神的苦痛を覚えた。被告の上記行為は、原告に対する不法行為である。

##### 〔被告の主張〕

被告は、平成18年4月初旬頃、原告から、被告に裏切られた等と激しく非難する手紙を受け取った。被告は、高校の同窓生で、敬愛する友人として、誠実に接してきたと思っていた原告から、激しい非難の手紙を受け取り、シ

ヨックを受けるとともに、原告の真意を知りたいと考え、また、原告の腹立ちを鎮めようと思い、原告に頻繁に電話をかけたことがあった。それにより原告が不快に感じたことがあったかもしれないが、あくまでも友人としての思いから出た行動であり、原告に対する加害の意図はまったくくなかった。したがって、被告の行為は、原告の主張するようなストーカー行為と評価されることはなく、不法行為となることは有り得ない。

5 (6) 争点 6について

[原告の主張]

前記(2)から(5)までの被告の各行為により、多大な精神的苦痛を受けた。この原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、前記(2)及び(3)につき 50 万円、前記(4)につき 150 万円、前記(5)につき 100 万円が相当である。

[被告の主張]

原告の主張は、いずれも否認及び争う。原告の主張する被告の行為は、いずれも不法行為ではないから、それらに対する慰謝料を認める余地はない。

15 (7) 争点 7について

[被告の主張]

原告の主張する行為は、いずれも本件の提訴から 3 年以上前の出来事であるから、原告の主張する不法行為に基づく損害賠償請求権は、いずれも消滅時効が完成している。被告は、この消滅時効を援用する意思表示をした。

20 [原告の主張]

被告の主張は争う。判例上、民法 724 条の「損害及び加害者を知りたる時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれを知った時を意味すると解されており、さらに、同条にいう「損害を知った時」とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいい、「権利を行使することを得る」とは、単に権利の行使につき法律上の障害がないということだけではなく、権利の性質上、その権利の行使が

現実に期待できるものであることをも必要とすると解されている。そして、原告は、平成29年4月頃まで、平成13年及び平成16年の各融資の際の被告の行為について、単に事業者の業務上の違法行為にとどまり、また、平成18年の被告の行為（ストーカー行為）について、刑事責任を問われるにすぎず、いずれも民法709条及び710条に基づく損害賠償請求が可能であると認識していなかった。原告は、平成29年3月31日に平成13年の融資を完済し、以後情報や出来事を整理する過程で、同年5月中旬頃に日向農協及び被告に対する損害賠償請求が可能であることを知ったのであり、それ以前には、民法724条の損害及び加害者を知りたる時に当たらない状態であったことは明らかである。

### 第3 争点に対する判断

1 前記前提事実及び証拠（括弧内に挙示したもの）を総合すると、以下の事実が認められる。

(1) 原告と被告は、いずれも日向市の出身で、同じ高校の同級生であった。高校卒業後それぞれ別の県外の大学に進学したものの、いずれも大学卒業後に宮崎県に戻り、被告は日向農協に就職し、原告は県外で会社員として働いた後日向市内で学習塾を経営した。原告と被告は、社会人になった後も、一緒にゴルフをするなど、親しい友人として付き合っていた。（甲18、乙1、原告本人、被告本人）

(2) 原告は、平成13年3月頃、同人の経営するリマーク社の学習塾が入居していた同社所有の建物の敷地（借地）を買い取ることを計画し、旧知の被告を通じて日向農協に不動産購入資金の融資を申し込んだ。当時、日向農協では、大口の融資をする場合には、担保不動産に設定した根抵当権の極度額の8割に当たる金額を上限として融資を行い、かつ、建物に担保を付ける場合には、当該建物の火災保険の保険金請求権に質権を設定する取り扱いがされていた。原告の融資申込みについて、担保不動産となる建物の火災保険の保

5 険金請求権に国民金融公庫のための質権が既に設定されていたため、火災共  
済に加入して共済金請求権に質権を設定することはできなかったものの、日  
向農協内部の稟議では、不動産の評価額を6800万円と評価して、極度額  
を6000万円とする根抵当権を購入する土地及び同土地上の建物に設定す  
ることを条件に融資することが決まり、被告は、原告にその旨を伝えた。し  
かし、その後、日向農協内部で、建物の火災保険に質権設定がされていない  
ことが問題になり、原告に対し、担保の追加として、同人の自宅土地建物に  
共同担保を設定すること、及び、生命共済に加入し、その共済金を融資の弁  
済へ優先して充当するとともに、既存の火災保険の終了後に、火災保険又は  
10 火災共済へ加入し、その保険金又は共済金に質権を設定させることを求める  
方針が採用された。被告は、上司の指示により、平成13年の融資が実行さ  
れる前に、原告に対し、原告の自宅不動産を共同担保とすること及び原告が  
本件終身共済に加入することが融資の条件であると伝え、原告は、上記申し  
出をいずれも了承して、同人の自宅不動産にリマーク社の債務を担保するた  
めの共同担保を設定し、本件終身保険に加入した。（甲1、甲3、甲5、甲  
15、甲6、甲10、甲15、甲18、乙1、原告本人、被告本人）

20 (3) 平成13年4月頃、被告は、リマーク社の事務所を訪れ、原告に対し、本  
件念書に署名押印を求め、原告は、本件念書に署名押印し、同念書を被告に  
交付した。日向農協と原告との間では、本件終身共済の共済金請求権につい  
て日向農協のための質権設定はされていなかったが、本件終身共済の証書は、  
原告に交付されず、原告は、被告を通じて、同共済証書の写し本件念書の写  
しの交付を受けた。（甲18、乙1、原告本人、被告本人）

25 (4) 原告は、平成13年3月から毎月本件終身共済の掛け金月額2万7058  
円を支払った。その後、原告は、平成16年7月14日に本件終身共済を解  
約して、解約精算金40万9133円を受領した。（甲3、甲4、原告本  
人）

(5) 原告は、平成13年10月30日、原告と被告の共通の知人である反田の  
5 借入債務を連帯保証した（本件連帯保証）。反田は、平成15年春頃から上  
記借入債務の返済を遅滞するようになり、原告は、日向農協から本件連帯保  
証の履行を求められた。（甲9、甲18）

(6) 平成16年3月頃、リマーク社の学習塾に通っていた被告の息子の大学合  
格祝いの席上、被告は、原告に対し、「反田がだめになつたら、お前と俺で  
半分ずつ弁済して解決しよう」と述べた。（甲18、被告本人）

(7) 原告は、平成16年5月頃、リマーク社の事業運転資金が必要になり、被  
告を通じて、日向農協に550万円の融資を申し込んだ。当時、日向農協で  
10 は、主債務か保証債務かを問わず、債務の不履行がある場合には、当該債務  
者に対する新たな融資を行わない取り扱いであったため、原告の本件連帯保  
証の履行遅滞が解消しなければ、上記融資を受けられない可能性があったこ  
とから、被告は、原告に対し、当初の借入予定額550万円に本件連帯保証  
を履行するための資金として150万円を加えた700万円の融資を受け、  
15 原告が、一旦本件弁済を行い、後日、反田か代位弁済金を回収することを提  
案したところ、原告は、被告の上記提案を了承し、日向農協から700万円  
を借り入れ（平成16年の融資）、本件弁済を行った。（甲11、甲15、  
甲18、乙1、原告本人、被告本人）

(8) 平成16年の融資の申し込みに際し、被告は、原告に対し、原告の実家の  
20 不動産を担保提供するよう求め、原告は、それを断った。その後、融資が決  
まって融資が実行される前の時期に、上司の指示により、被告は、原告に対  
し、同人の妻を連帯保証人とすることを求め、さらに、融資実行の直前の時  
期に、融資の条件であると述べて、再度原告の実家の不動産を担保提供する  
ことを求めた。原告は、同人の妻を連帯保証人とすることは了解したもの、  
25 実家の不動産に担保を設定することを断った。平成16年の融資は、原告の  
妻を連帯保証人に加えた上、当初の予定どおり実行された。（甲8、甲15、

甲 18, 原告本人, 被告本人)

(9) 原告は、平成 18 年 4 月初旬頃、被告に対し、平成 16 年の融資の際の同人の言動を激しく非難する内容の手紙を送った。被告は、原告の手紙に対する返事を送ることはしなかったものの、原告の真意を確かめるため、同人宅を訪れたり、電話をかけたりしたが、原告は、被告との面会を避け、度々からの電話にもでなかつた。被告は、同月 21 日頃の夜、電話にでない原告に対し、短時間に何度も電話をかけたり、留守番サービスに伝言を残すなどした。  
(甲 18, 乙 1, 原告本人, 被告本人)

2(1) 争点 1 について

前記認定事実によれば、平成 13 年の融資の際、日向農協内部で、稟議が一旦終わって融資の実行が決まった後、担保を設定する建物の火災共済の加入及び共済金請求権への質権設定がされていない点が問題となり、被告が、原告に対し、実際には、融資の条件となつていなかつたにもかかわらず、上記火災共済への加入に代えて生命共済へ加入することが融資の条件であると告げ、それに応じた原告が、本件終身共済に加入したことが認められる。

一般に、建物の火災保険は、建物の価値を代替するものであり、金融機関が、融資のために建物に抵当権を設定する場合には、抵当権設定者に対し、当該担保建物についての火災保険又は火災共済への加入させた上、その火災保険金又は火災共済金の請求権に質権を設定することは標準的な手続である。そうすると、平成 13 年の融資の際に、日向農協内部で、根抵当権の設定が予定されている建物について、既に火災保険が締結され別な金融機関の質権が設定されていることが問題となり、建物の火災保険又は火災共済のような価値の代替性は欠けるものの、上記火災保険金又は火災共済金への質権設定に代わる事実上の担保として、終身共済への加入を求める自体は、何ら不自然ではないし、不合理ともいえない。したがって、被告が、原告に対し、平成 13 年の融資の事実上の担保とするため、本件終身共済への加入を求める

た行為が、当然に違法であるとはいえない。しかし、他方で、生命共済の共済金の請求権に質権を設定することは認められず、日向農協内部でも、融資の条件とまではされていなかったこと、原告が、当時土地購入資金を必要としており、融資先からの要求を断ることが困難な立場にあったことを考え併せると、被告が、原告に対して融資の条件であると告げて本件終身保険への加入を求めた行為は、原告において、本件終身共済への加入を断ると、融資が受けられなくなると誤信させ、その誤信に乗じて本件終身保険への加入を強要したものと言わざるを得ず、取引通念上許容される範囲を逸脱した勧誘というべきであるから、原告に対する不法行為となる。

10 (2) 争点2について

原告は、平成13年の融資を受ける直前の時期に、追加担保を求めた被告の行為が、原告に対する不法行為である旨主張する。しかし、契約締結の自由の原則によれば、融資の申し込みを受けた金融機関が、当該融資を申し込んだ者に対して、どのような担保の提供を求めるのかということは、貸し手である金融機関において自由に決定できる事項である。したがって、一旦融資が決定した後に追加担保の提供を求めることが取引通念上相当かどうかは別にして、日向農協が、原告が対し、平成13年の融資のための追加担保の提供を求められたことが、当然に原告に対する不法行為を構成するとはいえない。また、そもそも、上記の追加担保の追徴は、日向農協の方針であり、それを伝えた被告個人が、原告に対する不法行為の責任を負う理由もない。したがって、原告の主張は採用できない。

20 (3) 争点3について

平成13年の融資の際、日向農協内部で、稟議が終了して原告に対する融資が決定し、それが原告に伝えられた後に、担保を設定する建物の火災共済の加入及び共済金請求権への質権設定がされていない点が問題となり、それに代わる事実上の担保として、生命共済への加入を求めることとなり、原告

も、その旨了解していたことに照らせば、本件念書の内容については、原告も予め認識していたと解するのが自然であり相当である。したがって、本件念書の作成は、予め原告が同意した内容を書面化したものにすぎず、それにより原告に新たな損害が生じることは考え難い。また、本件終身共済の証書を交付しなかったとの点についても、上記のとおり、原告において、本件終身共済の共済金を融資の弁済に優先して充当することを了承していたことに照らせば、明らかに違法であるとまではいえない。さらに言えば、被告は、日向農協が決定した方針に従い、上司の指示を受けて、業務として、原告から本件念書を徴収したものであるから、個人として、原告に対する不法行為責任を負うと解すべき理由もない。したがって、原告の主張は採用できない。

#### (4) 爭点 4について

前記認定事実によれば、原告が日向農協に 550 万円の融資を申し込んだ平成 16 年 5 月当時、反田の借入債務の弁済が滞り、原告は、本件連帯保証の履行を求められていたこと、原告は、被告の勧めにより、上記 550 万円に反田の借入債務の残高約 150 万円を加えた 700 万円を日向農協から借り入れ、本件弁済をしたことが認められる。

一般に、金融機関との間で締結される基本契約では、当該金融機関とその契約の相手方である者との間で行われる一部の取引が債務不履行になると、それは当該取引の相手方の信用低下を示す兆候と理解され、債務不履行になつていなければ他の貸付取引等についても、期限の利益を失う旨の条項が設けられていることが多い、取引通念上、金融機関と複数の金融取引を行つてゐる者の一部の取引に債務不履行がある場合には、借り換え等の特段の事情がない限り、その者が、当該金融機関から新たな融資を受けられる見込みはないと解される。そうすると、平成 16 年の融資の際に、本件連帯保証の債務不履行を解消しなければ、原告の希望する新たな融資が実現しなかつた可能性が高く、それを避けるために、原告が事業資金として必要としていた 550 万

円に本件連帯保証を履行するための弁済資金150万円を上乗せした700万円を日向農協から借り入れ、債務不履行を解消することを内容とする被告の提案は、合理的な内容であり、違法とすべき点はない。（なお、原告は、反田の借入債務について、その支払が滯っていたものの、主債務者である反田自身が、破産等の支払不能な状態にあったわけではないから、原告の本件連帯保証が債務不履行になっていなかった旨主張する。しかし、保証人は、主債務者が債務を履行しない場合、その債務を履行する責任を負い（民法446条1項），当該保証が連帯保証であれば、催告の抗弁（同法452条）及び検索の抗弁（同法453条）をなし得ず（同法454条），主債務者と同じ責任を負うと解されている。したがって、本件連帯保証の履行について日向農協から催告を受けていた原告が、当該保証債務について債務不履行状態にあったことは明らかであり、原告の主張は採用できない。）また、原告は、平成16年3月に被告から、反田がだめになれば、原告と被告が半分ずつ負担する旨合意したとも主張する。前記認定事実によれば、原告の主張するような被告の発言があったことはうかがわれるものの、当該発言がされた時の状況や、上記発言後、被告が具体的に反田の借入債務の一部を負担する行動を行った形跡がなく、原告自身も、本件弁済の際に、被告に対して弁済金の一部を負担するよう求めていなかったことを考慮すると、被告の上記発言により、同人が反田の借入債務の一部を負担する合意が成立したとは認められないというべきである。したがって、この点についても、原告の主張は採用できない。

#### (5) 争点5について

原告は、平成18年4月21日の夜、被告が短時間のうちに何度も電話をかけたり、留守番サービスに伝言を残した行為が、嫌がらせ目的のストーカー行為であり、原告に対する不法行為である旨主張する。しかし、上記行為の前に、被告が、親しく友人として付き合っていた原告から、激しく非難す

る内容の手紙を受け取り、その真意を確認するために原告宅を訪れたり、電話をかけたりしたものの、原告が被告との面会を避け、電話にも出なかつたため、その真意を確認できない状況にあつたことを考慮すれば、電話に出ようとした相手に対して短時間に何度も電話をかけたり、留守番サービスに伝言を残した被告の行動が、社会通念上、いささか不穏な態様であったとしても、そのことから直ちに、被告が、嫌がらせ目的で上記行動に出たとは認め難く、慰謝料の支払を必要とする程の違法性があるとまでは認められない。したがつて、原告の主張は採用できない。

#### (7) 争点 7について

前記(1)のとおり、融資の条件であると告げて本件終身保険を勧誘した被告の行為は、原告に対する不法行為となる。しかし、被告の上記行為は、平成13年3月に行われたものであり、原告の主張する損害の発生日も、同共済を解約した平成16年7月14日であるから、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償債権は、平成19年7月14日の経過により、消滅時効が完成し消滅した（民法724条）。この点について、原告は、被告に対する賠償請求が可能であると認識した時期が平成29年になってからであり、それ以前には、被告に対する賠償の請求をすることができなかつたとして、上記時点をもつて、消滅時効期間の始期とすべきであるから、消滅時効は完成していない旨主張する。しかし、「損害及び加害者を知った時」とは、法律上の障害がなく、かつ、客観的に、被害者が加害者及び損害を認識し、加害者に対する賠償請求が可能な状態にあることを意味し、被害者の主観的な認識によって請求しない場合を含まないと解される。本件では、原告は、被告の不法行為があつたと主張する時点において、いずれも被告の行為であること及びそれによる損害の発生を現実に認識することができたのであるから、法的な観点から損害賠償の請求が可能かどうかを判断できたか否かは別にして、客観的に、権利行使することが不可能な状況があつたとはいえない。

したがって、原告の主張は採用できない。

3 以上の次第で、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用につき、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

5 宮崎地方裁判所延岡支部

裁判官 宮 島 文 邦

これは正本である。

平成30年4月13日

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判所書記官 高瀬佳

